

兵庫県公報

平成29年10月3日 火曜日 第2940号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	2
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の所在地の変更の届出（しごと支援課）	2
○ 地方卸売市場の廃止許可（消費流通課）	2
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 道路の指定（建築指導課）	3
 公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	7
○ 同 上（同）	9
 選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	12
 正 誤	
○ 平成29年4月11日付け兵庫県公報第2890号中	12

告 示

兵庫県告示第876号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	熟女6人 しびれる股間	新東宝映画
同	牝教師 鬨ってあげる	新日本映像
同	禪熟女 私の秘密、見て下さい。	新日本映像

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29北播予定 0002号	29.9.21	加西市北条町西高室字丸山ノ下279番8から 279番10まで 同 市北条町西高室字ホキ山590番21の一部、 590番23 同 市北条町東南字一ノ坪191番3、192番4、 191番3地先里道 同 市北条町東南字溝西250番1の一部、251 番5、251番7、253番5、250番1地先水路の 一部 同 市北条町東南字ホキ山258番26から258番 28まで、258番26地先里道の一部、258番28地 先官有地の一部 同 市北条町横尾字西川向360番1、361番3、 362番2、362番4、363番2、364番41、361 番3地先里道の一部 同 市北条町北条字溝川1番4、1番7、1 番8、6番2から6番4まで、7番7、8番 2、9番6から9番9まで、10番3、10番5 から10番7まで、93番4から93番8まで、93 番4地先里道の一部、1番8地先水路の一部	12.0～19.0	660.0

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
射馬 I (101070584)	神戸市北区有馬町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
有馬(11) (101070606)	神戸市北区有馬町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
有馬(12) (101070607)	神戸市北区有馬町（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
有馬(1)(1) I-2 (101070608)	神戸市北区有馬町（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊

有馬(3) I-2 (101070609)	神戸市北区有馬町(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
愛宕山 I-2 (101070610)	神戸市北区有馬町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月10日(火)から同月24日(火)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神支所及び神戸市北区役所有馬連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年10月24日(火)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宝来谷川 (214010083)	西脇市平野町(別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所都市整備部土木課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

平成29年10月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第803号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 1 改正しようとする区域の案

有馬(1)(1)Ⅰ(101070569)の項中別図489、有馬(3)Ⅰ(101070571)の項中別図491、有馬(8)Ⅰ(101070575)の項中別図494、中ノ畑Ⅰ(101070580)の項中別図497、有馬(2)Ⅱ(101070591)の項中別図504を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月10日（火）から同月24日（火）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北支所及び神戸市北区役所有馬連絡所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

## (3) 提出期限

平成29年10月24日（火）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成25年兵庫県告示第539号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

愛宕山Ⅰ(101070585)の項中別図73を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月10日（火）から同月24日（火）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事

務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神支所及び神戸市北区役所馬連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年10月24日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 改正しようとする区域の案

岡崎Ⅰ（114010041）の項中別図41、八坂Ⅰ（114010050）の項中別図50、落古谷Ⅰ（214010021）の項中別図114を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

#### 2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月11日（水）から同月25日（水）まで

#### 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所都市整備部土木課

#### 4 意見書に関する事項

##### (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

##### (2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

##### (3) 提出期限

平成29年10月25日（水）まで（当日消印有効）

##### (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
乙倉谷Ⅰ (101070568)	神戸市北区有馬町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
有馬(1)(1)Ⅰ (101070569)	神戸市北区有馬町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
有馬(2)(1)Ⅰ (101070570)	神戸市北区有馬町(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
有馬(3)Ⅰ (101070571)	神戸市北区有馬町(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
有馬(5)Ⅰ (101070573)	神戸市北区有馬町(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
有馬(7)Ⅰ (101070574)	神戸市北区有馬町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
有馬(8)Ⅰ (101070575)	神戸市北区有馬町(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
有馬(10)Ⅰ (101070577)	神戸市北区有馬町(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
有馬(11)Ⅰ (101070578)	神戸市北区有馬町(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
有馬(12)Ⅰ (101070579)	神戸市北区有馬町(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
中ノ畑Ⅰ (101070580)	神戸市北区有馬町(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
道場山(1)Ⅰ (101070581)	神戸市北区有馬町(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
道場山(2)Ⅰ (101070582)	神戸市北区有馬町(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
射馬Ⅰ (101070584)	神戸市北区有馬町(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
愛宕山Ⅰ (101070585)	神戸市北区有馬町(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大屋敷(2)Ⅰ (101070587)	神戸市北区有馬町(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
有馬(1)(2)Ⅰ (101070588)	神戸市北区有馬町(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
有馬(1)Ⅱ (101070590)	神戸市北区有馬町(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

有馬(2)Ⅱ (101070591)	神戸市北区有馬町(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
有馬(8)Ⅱ (101070596)	神戸市北区有馬町(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
有馬(9)Ⅱ (101070597)	神戸市北区有馬町(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
有馬(10)Ⅱ (101070598)	神戸市北区有馬町(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
有馬(11) (101070606)	神戸市北区有馬町(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
有馬(12) (101070607)	神戸市北区有馬町(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
十八丁川左支溪(2) Ⅰ(201070035)	神戸市北区有馬町(別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり

(別図1から別図25までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月10日(火)から同月24日(火)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神支所及び神戸市北区役所有馬連絡所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

平成29年10月24日(火)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----|-----------|---------------------|-------------------------------|
|     |           |                     |                               |

|                          |                   |         |          |
|--------------------------|-------------------|---------|----------|
| 蒲江Ⅰ<br>(114010025)       | 西脇市蒲江（別図1のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり  |
| 蒲江Ⅱ<br>(114010026)       | 西脇市蒲江（別図2のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり  |
| 坂本Ⅲ<br>(114010027)       | 西脇市坂本（別図3のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり  |
| 大野(3)Ⅰ<br>(114010030)    | 西脇市大野（別図4のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり  |
| 大野(2)Ⅲ<br>(114010032)    | 西脇市大野（別図5のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり  |
| 上野(1)Ⅰ<br>(114010035)    | 西脇市上野（別図6のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり  |
| 上野(2)(2)Ⅰ<br>(114010037) | 西脇市上野（別図7のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 明楽寺Ⅱ<br>(114010038)      | 西脇市明楽寺町（別図8のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 岡崎Ⅰ<br>(114010041)       | 西脇市岡崎町（別図9のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 上王子(2)Ⅰ<br>(114010043)   | 西脇市上王子町（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 中野Ⅱ<br>(114010046)       | 西脇市出会町（別図11のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 合山(1)Ⅲ<br>(114010048)    | 西脇市合山町（別図12のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 八坂Ⅰ<br>(114010050)       | 西脇市八坂町（別図13のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 谷Ⅰ<br>(114010084)        | 西脇市谷町（別図14のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 谷Ⅱ<br>(114010086)        | 西脇市谷町（別図15のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 板波(2)Ⅰ<br>(114010089)    | 西脇市板波町（別図16のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 板波CⅡ<br>(114010091)      | 西脇市板波町（別図17のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 津万川右支溪第二Ⅰ<br>(214010014) | 西脇市寺内（別図18のとおり）   | 土石流     | 別図18のとおり |
| 大野川Ⅰ<br>(214010015)      | 西脇市大野（別図19のとおり）   | 土石流     | 別図19のとおり |
| 津万川右支溪第一Ⅰ<br>(214010016) | 西脇市大野（別図20のとおり）   | 土石流     | 別図20のとおり |



|                           |                   |     |          |
|---------------------------|-------------------|-----|----------|
| 西谷川Ⅰ<br>(214010017)       | 西脇市明楽寺町（別図21のとおり） | 土石流 | 別図21のとおり |
| 落古谷Ⅰ<br>(214010021)       | 西脇市落方町（別図22のとおり）  | 土石流 | 別図22のとおり |
| 籠谷Ⅰ<br>(214010022)        | 西脇市落方町（別図23のとおり）  | 土石流 | 別図23のとおり |
| 大谷Ⅰ<br>(214010023)        | 西脇市落方町（別図24のとおり）  | 土石流 | 別図24のとおり |
| 高倉谷川Ⅰ<br>(214010024)      | 西脇市岡崎町（別図25のとおり）  | 土石流 | 別図25のとおり |
| 岡崎川Ⅱ<br>(214010025)       | 西脇市岡崎町（別図26のとおり）  | 土石流 | 別図26のとおり |
| 出合川左支溪第一Ⅱ<br>(214010029)  | 西脇市出会町（別図27のとおり）  | 土石流 | 別図27のとおり |
| 岩礼谷Ⅰ<br>(214010030)       | 西脇市合山町（別図28のとおり）  | 土石流 | 別図28のとおり |
| 北谷川Ⅱ(Ⅰ)Ⅰ<br>(214010077)   | 西脇市高田井町（別図29のとおり） | 土石流 | 別図29のとおり |
| 和田谷川Ⅰ<br>(214010079)      | 西脇市谷町（別図30のとおり）   | 土石流 | 別図30のとおり |
| 和田谷川左支溪第一Ⅱ<br>(214010080) | 西脇市谷町（別図31のとおり）   | 土石流 | 別図31のとおり |
| 野間川右支溪第一Ⅰ<br>(214010081)  | 西脇市平野町（別図32のとおり）  | 土石流 | 別図32のとおり |
| 宝来谷川<br>(214010083)       | 西脇市平野町（別図33のとおり）  | 土石流 | 別図33のとおり |

（別図1から別図33までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月11日（水）から同月25日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所都市整備部土木課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所  
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

平成29年10月25日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月22日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。